

視覚障害者が受診した際の配慮・ガイド方法等

古橋友則 (1) (2) 堀江智子 (1) (3)

(1) 静岡県歩行訓練士会

(2) NPO法人六星 ウイズ蜷塚

(3) 日本盲導犬協会 富士ハーネス

1. 視覚障害者が受診する方法

- **一人で来院する場合**

全盲者(白杖歩行、盲導犬同伴)・・・声かけ、誘導が必要

弱視者(白杖を所持、もしくは何も持たず)・・・声かけ、場合によっては誘導をする
必要な方には代読・代筆をおこなう

- **家族、ガイドヘルパー等と一緒に来院する場合**

家族かヘルパーかによって伝えるべき内容が変わってくるので、最初に確認をする
声掛けや質問は同伴者ではなく本人とおこなう

2. 通院時の困りごと

- 明暗のある診察室等への移動が不安・・・
- 時間の把握ができない・・・
- 問診票等の記載がうまくできない・・・
- 慣れない場所でのトイレの利用が不安・・・
- 支払い・予約の手続きができない・・・
- 薬、目薬の識別がわかりにくい・・・



3 - 1. 基本的なガイド(誘導)方法

- まず声を掛け、皆さんの位置を伝える。
その際、病院スタッフであることも合わせて伝える。
- 視覚障害者に肘の少し上、もしくは肩を持ってもらう。
- 半歩前を意識して立つ。
- 歩く速さは、その方に聞いて調節する。
- 常に2人分の幅を意識する。
少しでも椅子やテーブルに接触すると不安感や恐怖心がでる。
- 狭いところでは、声をかけ、一列になって移動する。

3 - 2. ガイド(誘導)の際の注意点

- 腕や手を引っぱらないこと。
- 後ろから押さないこと。
- 体や頭を押さえつけないこと。
- **安全性・安心感**の確保が最優先

医療機関でこの方法を伝えておくことは家庭に戻った後に大変効果的。

患者本人だけでなく家族にも伝えることが大切です！

3 - 3. 椅子、トイレへのガイド(誘導)



「言葉」と「身体の動き」で伝える

- 抽象的な言葉ではなく具体的に伝えるように心がけてください。
- その際に、実際に手を触れて説明をするとわかりやすいです。
- 椅子は背もたれ、ひじ掛けの有無、両隣の様子も伝えてください。
- トイレは、汚れ、ペーパーの有無も確認してください。

4. 環境の整備

・4つの要素をもとに環境を考えるとよい

- 1 明るさ…トイレの中、階段部分、出入り口の段差など
- 2 大きさ…問診票、予約表、壁掛け時計など
- 3 コントラスト…ドアと壁の配色、問診票の枠、床の配色、椅子など
- 4 時間【静と動】…自動ドア、移動時の説明など

・視覚以外の感覚を用いた工夫

- 1 音声でわかるもの…音声時計、玄関チャイム、トイレ音声案内など
- 2 触ってわかるもの…ドットシール、入口に鈴やタオル、食事の際のトレイなど
- 3 匂いでわかるもの…香水、部屋のおい、鰻屋のおいなど

5. 視覚障害者向けの福祉機器

- **補装具**・・・申請には手帳が必要

盲人安全つえ/義眼/眼鏡

- **日常生活用具**・・・申請には手帳が必要

1. 自立生活支援用具 (電磁調理器/歩行時間延長信号機用小型送信機)

2. 在宅療養等支援用具 (盲人用体重計/盲人用体温計)

3. 情報・意思疎通支援用具 (障害者向けのパソコン周辺機器/アプリケーションソフト/点字ディスプレイ
点字タイプライター/視覚障害者用活字文書読み上げ装置/盲人用時計/
視覚障害者用拡大読書器など)

- **便利グッズ**・・・自己負担

サインガイド/ドットシール/白黒反転ノート/音声秤/点字付きトランプ/LEDライト/黒いまな板など



6. 患者さんの困った・・・から紹介できる支援機器やグッズ

給



大好きだった読書
をあきらめている。



給



電柱にぶつかって
外歩きが怖い。



体重計や血圧計の
数字が見えづらい。



給



火を使うのが怖く
て料理ができない。



給



名前を書くと曲が
るし、印鑑を押す
場所が見えにくい。



スイッチが平らで
すぐに押せない。



7. 医療機関との関わりの事例

- **事例1：「入院時の患者さんと話をするチャンスをもろう」**

- 歩行訓練士の存在を知ってもらう

- 退院後のイメージの共有

- 入院中にできる手引き練習、音声機器の紹介

- **事例2：「先生から繋いでいただいた患者さんの自宅に訪問」**

- ゆっくりお話しを聞いて、役立ちそうなグッズの実物を触ってもらう

- 白杖を試してみても、見積書の手配と給付手続きの説明

- 先生に内容を報告

8. 歩行訓練や生活訓練の県内事業の紹介

静岡県視覚障害者情報支援センター

静岡県網膜色素変性症協会（JRPS静岡）

静岡県視覚障害者協会

静岡視覚障害者福祉推進協議会（静視協）

静岡県歩行訓練士会

9. 訓練士の立場でお伝えしたいこと

• 手帳の取得について

現在判定基準の見直しがされているが、福祉サービスを受ける際の基本は手帳の所持が大きい。5級、6級であっても受けられるサービスがある。

• 訓練士の存在を伝えて

すぐには生活訓練に繋がらなくても、本人が前向きになったタイミングで相談できる存在をもっていることは大きい。

• 困ったらどこに連絡しましょうか

視覚障害者情報支援センターを通じて、地域の歩行訓練士と繋げていただきたい。